

可児市議会議場に国旗及び市旗を掲揚する決議

国旗は、世界各国において、国家の象徴として大切に扱われており、公的機関、
公的行事において掲揚されている。

我が国においては、平成11年に国旗及び国歌に関する法律が制定され、慣習
として定着していた日章旗が法律上国旗として位置づけられた。

また、多くの自治体においては、各自治体を象徴する自治体旗(章)が定められ、
各自治体の施設、公共行事等において掲揚されている。

本市においては、昭和39年10月に市章が定められており、市の融和とかぎ
りない躍進を表現したものである。

よって、本市議会は国際社会の一員として国旗に敬意を表するとともに、可児
市旗の下、市民の代表として、より一層真摯に議会活動に臨むため、平成29年
第1回定例会から、可児市議会議場にスタンド式国旗及び市旗を設置するもので
ある。

以上、決議する。

平成28年12月22日

可児市議会